

令和4年度第6回広島市情報公開・個人情報保護審査会 専門部会 議事録

1 開催日時

令和4年10月11日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（5名）

田邊誠委員（部会長）、片木晴彦委員（部会長職務代理者）、
日山恵美委員、福永実委員、松田健之介委員

(2) 事務局（5名）

企画総務局 公文書館長、主幹（事）主任、主事3名

4 議題

本市の個人情報保護制度の見直しについて

答申案の骨子

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

(1) 議事次第

(2) 答申案（骨子）

(3) 答申（素案）

8 議事概要

(1) 用語の定義

ア 答申案（骨子）及び答申（素案）を基に、用語の定義について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔日山委員〕死者に関する情報の取扱いについて、答申（素案）1(2)イの「情報提供」という表現が、死者に関する情報を直接提供するように読めて気になる。死者に関する情報を遺族に対して任意に提供できる場合やその範囲について、改正法に抵触しないか別途検討する余地があると

いう趣旨だと理解している。

〔田邊委員〕死者に関する情報の取扱いについて再確認したい。

〔片木委員〕改正法においては、死者に関する情報は「個人情報」ではないという事は、個人情報としての保護対象ではないという理解でよいか。

〔事務局〕よい。

〔片木委員〕死者に関する情報が情報公開条例に基づいて請求された場合はどうか。

〔事務局〕情報公開条例においては、死者に関する情報は「個人に関する情報」として保護対象である。

〔片木委員〕保有個人情報開示請求においては、死者に関する情報が遺族の情報と同視し得る場合のみ、請求が認められるという理解でよいか。

〔事務局〕よい。そもそも保有個人情報開示請求は、自己の情報のみ対象となるため、死者に関する情報について全くの他人が請求することは認められない。

〔片木委員〕具体例としては、市民病院で亡くなられた方の遺族がカルテについて開示請求する場合、市役所で働いていて亡くなった職員の遺族が勤務実態について開示請求してくるような場合等様々なものが想定される。

〔事務局〕どのような場合に死者に関する情報が遺族等の個人情報でもであると認められるか分かりにくいので、類型化して要綱で示したいと考えている。

〔福永委員〕公務員の守秘義務との関係が気になる。情報の任意提供の必要性和公務員の守秘義務を比較衡量して、前者の利益が勝る場合に情報の任意提供を行うということか。

〔事務局〕既に死者に関する情報の取扱いについて要綱等を定めている自治体の情報を入手して検討したい。

〔片木委員〕条例要配慮個人情報については、広島市独自のものは追加しないということか。

〔事務局〕その予定である。本市特有の事情である被爆者に係る情報についても、広島県、長崎県及び長崎市も条例要配慮個人情報として規定しない方針であると聞いており、足並みをそろえる形である。

〔田邊委員〕原爆被害に係る情報も、要配慮個人情報のいずれかに当たるか、要配慮個人情報に当たらないものだとしても一般的な個人情報として厳正に保護されるものであるということか。

〔事務局〕そうである。政令市において、条例要配慮個人情報を定める予定があるのは、1市のみである。同和地区に関して定めると聞いている。

〔田邊委員〕そもそも要配慮個人情報にすべきか否かは、法律で定めるべきことであると考ええる。その観点からしても、条例要配慮個人情報を定める必要はないと考えられる。

〔松田委員〕表現の問題であるが、答申（素案）1(2)ウの「広島市特有の事情があったとして」は、つながりが悪いので変更した方がよいと考える。

〔田邊委員〕法律で定めるべきことである旨の記載に変更するか、そもそも記載自体を落としてもよいと考える。

(2) 個人情報の取扱いの制限①（収集の制限等）

ア 答申案（骨子）及び答申（素案）を基に、個人情報の取扱いの制限①（収集の制限等）について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔松田委員〕形式的な話であるが、「項目及び論点」と「審査会の意見」の対応関係が分かりにくいので、項目出しをする等検討すべきである。

〔事務局〕 検討する。

〔福永委員〕「審査会の意見」の第1段落の「もっとも」以降については、個人情報の収集（保有）について、現行条例より改正法の方が厳格になっているということはないと考えるので、表現を変えた方がいいと思われる。

〔田邊委員〕「もっとも」という接続詞についても、前後がつながっていないと思われるので、落としてしまってもいいと考える。

〔事務局〕「個人情報の収集（保有）に当たって、改正法第61条では「法令（条例を含む。・・・）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限る」とされていることから、実務でもこの点は意識して運用していく必要があると思われる。」に変更する。

(3) 個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）

ア 答申案（骨子）及び答申（素案）を基に、個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔日山委員〕答申（素案）3(2)ア(イ)の「当審査会から答申を得る」という表現は、当審査会が当審査会から答申を得るとも読めそうであるので、表現を変えるべきであると考えます。

〔田邊委員〕現行の意見聴取手続に当たるようなことは認められないということが言いたい箇所であるため、「当審査会の意見を求めることは許されていないと考える。」にしたらい。

〔片木委員〕その次の文中にある「この点」というのが、直前を指していないので飛んでしまっている印象である。

〔田邊委員〕(イ)と(イ)を一つにまとめてしまえばいいと考える。

〔片木委員〕「個人情報保護委員会が作成するガイドライン等に示されている「相当の理由」と「特別の理由」の考え方や具体例を庁内で共有すべきであり、判断に迷う事案については、当審査会の意見を求めることは許されず、同委員会に助言を求める体制を整えておく必要があると考えられる。」が妥当な表現と考える。

〔事務局〕 「イ 全体について」はそのままにしておいていいか。

〔田邊委員〕アの最後の「考えられる。」の後に改行して「施行条例に特に規定を置く必要はないと考える。」と続けることにしよう。

次回は、11月4日（金）午後1時30分より「4 適正管理、従

事者の義務、漏えい等の報告等」から審議を行う。